

資料 1 - 3 (別紙 2)

長久手市障がい者地域生活体験訓練事業 概要

1 趣旨・目的

地域で自立生活を送ることができるよう、実際に家族等と離れて地域生活を体験することにより、障がい者の社会的自立を促進する。

2 対象者

地域で自立して生活することを希望する者のうち、本事業体験後、グループホームやアパートなどで自立生活することが可能と見込まれる者

3 実施方法

市内のグループホームを運営している法人のうち、本事業に協力いただける法人へ委託

※ 委託費用については、利用調整及び状況確認等に係る費用（利用に係る事前調整等（約 15 千円）、毎月の状況確認等（1 月ごとに約 12 千円）、利用終了後の連絡調整等（約 12 千円）（3 ヶ月利用で約 63 千円）のみとし、運営費用については障害福祉サービスにおける共同生活援助の報酬として支払

4 利用期間

3 か月以内

5 利用開始までの手続き

(1) 事前に相談支援専門員等に相談のうえ、市に申請書を提出

※ 必要に応じて障がい福祉サービス（新規又は変更）の申請

(2) 利用調整会議の開催（利用開始時期等の調整）

※ 主な構成員

受託法人、担当の相談支援専門員、長久手市障がい者基幹相談支援センター、市

(3) 市から申請者へ決定通知送付

(4) 利用者と受託法人で利用契約

6 受入開始月

平成 31 年 4 月